

判決年月日	平成30年3月22日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成29年(行ケ)10170号		
○ 「PPF」の標準文字からなる商標について、無効審判請求を不成立とした審決を、商標法3条1項1号及び同法4条1項16号該当性の判断に誤りがあるとして取り消した事例			

(関連条文) 商標法3条1項1号, 4条1項16号

(関連する権利番号等) 無効2016-890058号, 商標登録第5840125号

### 判決要旨

- 1 被告は、「PPF」(標準文字)の商標(商標登録第5840125号。指定商品「熱可塑性ポリウレタンフィルム, 自動車本体の保護用プラスチックフィルム, 自動車本体の保護用熱可塑性ポリウレタンフィルム, 自動車本体の保護用塩化ビニル樹脂フィルム, プラスティック基礎製品」(本件指定商品)。本件商標)の商標権者である。原告は, 本件商標は商標法3条1項1号, 3号, 6号及び4条1項16号に該当すると主張して, 無効審判請求をしたところ(無効2016-890058号), 特許庁は, いずれにも該当しないとして, 請求不成立の審決をした。本件は, 原告が審決の取消しを求めた事案である。
- 2 本判決は, まず, 原告は, 審判手続において, 商標法3条1項1号該当性について明示的には主張していないものの, 審決書における主張適示及び審判請求書の記載内容によれば, 実質的には本件商標が同号に該当する旨を主張していたと認めるのが相当と判示した。

その上で, 次のように, 本件商標の商標法3条1項1号及び同法4条1項16号該当性についての審決の判断には誤りがあるとして, 審決を取り消した。

- (1) 「自動車の車体表面を保護するためのフィルム全般」という商品(本件商品)に関する海外メーカーのウェブサイト, 国内メーカー・業者のウェブサイト, 国内雑誌の記事・広告, ユーザーのブログ等における「PPF」の語の使用状況に照らせば, 本件商品の取引者及び需要者は, 本件商標の登録査定時において, 「PPF」の語を本件商品の一般的な略称と認識していたと認められるから, 「PPF」の語は本件商標の普通名称に当たる。

本件商標は標準文字からなるものであるから, 普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標に該当することは明らかである。

したがって, 本件商標は, 本件指定商品のうち, 「自動車本体の保護用プラスチックフィルム, 自動車本体の保護用熱可塑性ポリウレタンフィルム, 自動車本体の保護用塩化ビニル樹脂フィルム」との関係で, 商標法3条1項1号に該当する。

- (2) 「PPF」の語は本件商品の普通名称に当たるから, 本件商標を「熱可塑性ポリウレタンフィルム」全般及び「プラスチック基礎製品」に使用すると, 自動車の車体表

面の保護以外の用途や、フィルム以外の形状を有するものに用いるための製品についても、自動車の車体表面を保護するためのフィルム全般に関連する製品であると誤って認識される可能性がある。

したがって、本件商標は、本件指定商品のうち、「熱可塑性ポリウレタンフィルム」及び「プラスチック基礎製品」との関係で、本件商品以外の商品について使用される場合には、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標といえ、商標法4条1項16号に該当する。